

早島町児童館の団体利用について

児童の健全育成を目的とする団体については児童館を利用していただくことができます。利用にあたっての注意事項等を記載していますので、よく読んで正しく利用してください。

◆利用できるのは次の条件を全て満たす団体です

- ・早島町内に所在地を有し、早島町の児童の健全育成を目的とする団体
- ・会社、営利目的でない団体（参加料等の徴収はしない）

◆開館日、開館時間

月曜日、水曜日～日曜日 午前10時～午後5時

◆閉館日

火曜日、国民の祝日、年末年始

◆利用できる部屋

- ・遊戯室（新館1階 79㎡）
- ・創作活動室（本館2階 30㎡）
- ・わくわくルーム（新館2階 33㎡）

周知

◆利用料

無料

◆利用受付

団体利用を希望される場合は、事前の予約が必要です。希望する月の3カ月前から予約ができますので、児童館に連絡をして予約してください。予約後は、『児童館使用許可申請書』にご記入の上、利用者名簿と一緒に当日までに児童館へ提出してください。※申請書は児童館にあります。

◆利用するときの注意事項

- ・他の利用者の迷惑にならないようにしてください。
- ・道具を使用するときは、職員に許可をもらって大切に使用してください。
- ・使用した部屋や道具は必ず後片付けをしてください。
- ・貴重品やお金は自分で管理してください。
- ・飲食は決められた場所でしてください。
- ・駐車場は右図のとおりです。荷物搬入出時のみ、車輛1台の敷地内への乗り入れを認めます。

◆問い合わせ先

- ・児童館 ☎483-2358 ・早島町役場 健康福祉課 ☎482-2483

遊戯室



創作活動室



わくわくルーム

